

チリ
産業財産法
産業財産に関する法律第19,039号統合版
2022年8月6日公布
2021年7月5日施行の法律第21,355号改正まで反映

目次

第I章 予備規定

第1節 出願の範囲

第1条

第2条

第3条

第2節 異議申立及び登録の手續全般

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第10条の2

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第17条の2A

第17条の2B

第3節 産業財産裁判所

第17条の2C

第17条の2D

第17条の2E

第17条の2F

第17条の2G

第17条の2H

第17条の2I

第17条の2J
第17条の2K

第4節 手数料の納付

第18条
第18条の2A
第18条の2B
第18条の2C
第18条の2D
第18条の2E
第18条の2F

第5節 登録取消の手續

第18条の2G
第18条の2H
第18条の2I
第18条の2J
第18条の2K
第18条の2L
第18条の2M
第18条の2N
第18条の2O

第II章 商標

第19条
第19条の2
第19条の2A
第19条の2B
第19条の2C
第19条の2D
第19条の2E
第20条
第20条の2
第21条
第22条
第23条
第23条の2A
第23条の2B
第23条の2C
第23条の2D
第23条の2E

第24条
第25条
第26条
第27条
第27条の2A
第27条の2B
第27条の2C
第27条の2D
第28条
第28条の2
第29条
第30条

第III章 発明

第1節 発明一般

第31条
第31条の2
第32条
第33条
第34条
第35条
第36条
第37条
第38条
第39条
第40条
第41条（廃止）
第42条
第43条
第43条の2
第44条
第45条
第46条
第47条
第48条
第49条
第50条
第50条の2
第51条
第51条の2A
第51条の2B

第51条の2C

第51条の2D

第52条

第53条

第2節 補助的保護

第53条の2の1

第53条の2の2

第53条の2の3

第53条の2の4

第53条の2の5

第IV章 実用新案

第54条

第55条

第56条

第57条

第58条

第59条

第60条

第61条

第V章 工業図案及び意匠

第1節 工業図案及び意匠について

第62条

第62条の2

第62条の3

第63条

第64条

第65条

第66条

第67条

第2節 工業図案及び意匠の寄託証明書

第67条の2A

第67条の2B

第67条の2C

第67条の2D

第67条の2E

第67条の2F

第67条の2G

第67条の2H

第VI章 職務発明

第68条

第69条

第70条

第71条

第72条

第VII章 集積回路の回路配置

第73条

第74条

第75条

第76条

第77条

第78条

第79条

第80条

第81条

第82条

第83条

第84条

第85条

第VIII章 営業秘密及び薬事登録又は承認を得るために当局に開示される情報

第1節 営業秘密

第86条

第87条

第88条

第2節 薬事登録又は承認を得るために当局に開示される情報

第89条

第90条

第91条

第IX章 地理的表示及び原産地名称

第92条

第93条

第94条

第95条

第96条

第96条の2A

第97条

第98条

第99条

第100条

第101条

第102条

第103条

第104条

第105条

第X章 産業財産権の実施

第1節 民事訴訟

第106条

第107条

第108条

第109条

第110条

第111条

第2節 予防措置

第112条

第3節 予備救済策

第113条

第XI章 発明又は実用新案の国際特許出願に関する手続

第114条

第115条

第116条

第117条

第118条

第119条

第120条

第121条

第XII章 最終条

第122条

第XIII章 経過規定

第1条

第I章 予備規定

第1節 出願の範囲

第1条

本法は、産業財産権の存在、範囲及び行使に関する規定を定めるものである。これらの権利には、商標、特許、実用新案、工業図案及び意匠、集積回路の回路配置、地理的表示及び原産地名称並びに法律により制定されるその他の保護権が含まれる。

同様に、本法は、開示されていない情報の保護に関して不公正とみなされる行為を禁止する。

第2条

何人も、自然人であるか法人であるかを問わず、またチリ人であるか外国人であるかを問わず、憲法の保障する産業財産権を享有することができる。ただし、本法の規定に従ってあらかじめ当該保護権を取得しなければならない。外国に居住する自然人又は法人は、本法の適用上、チリにおける代理人を任命しなければならない。

法律に従って登録されている産業財産権は、出願人に属する権利又は本法に基づいて確立されたその他の権利を害することなく、登録日を以て完全に発効する。

第3条

出願の処理、権利の付与及び産業財産権に関する他の役務は、国家産業財産庁(以下「庁」という)の責務とする。

出願は本人自ら又は代理人により提出することができる。

本法は、そこに定める産業財産権により与えられた保護が生物学的及び遺伝資源と国の伝統的知識の両者を正当に守り、尊重するものであることを保証する。登録可能な要素であって、前記遺産又は知識から得られた材料から展開されたものを含む産業財産権の付与は、当該材料が有効な法制度に従って取得されたとの条件に従うものとする。

第2節 異議申立及び登録の手續全般

第4条

登録出願がなされ、処理のために受理された場合は、規則に定める方法で、かつ、そこに定める期間内に、その抄本を公報に公告しなければならない。庁の長官(以下「長官」という)の見解により、本質的ではない公告上の誤りがあるときは、関連するファイルにおいてその補正を命じる決定により、当該誤記を補正することができる。本質的な誤りの場合は、長官は、新たな公告を命じるものとし、これは新規公告を命じる決定の日から起算して10日以内にしなければならない。

第5条

利害関係人は、商標、特許、実用新案、工業図案及び意匠、集積回路の回路配置、地理的表示又は原産地名称に係る出願に対し、庁に異議申立をすることができる。異議申立は、それぞれの抄本の公告の日から開始する30日の期間内に提出しなければならない。

前段落に示す期間は、特許、実用新案、工業図案及び意匠、集積回路の回路配置、地理的表示並びに原産地名称の場合は、45日とする。

産業財産庁が第1審法廷となる紛争処理手続においては、当事者は、法No. 18120の規定に従って、授權された弁護士を代理として出頭させる。

第6条

前条に規定する期間の経過した後に、庁の長官（以下「長官」という）は、特許、実用新案、工業図案及び意匠並びに集積回路の回路配置の出願について、当該出願に応じて第32条、第56条、第62条及び第75条に定める条件を満たしていることを立証するために専門家による報告の作成を命じなければならない。

第7条

専門家報告が命じられた場合は、当該報告書は、専門家が任務を引き受けた日から60日以内に発行されなければならない。この期間は、長官が必要とみなすときは、更に60日間延長することができる。

専門家の報告書は、当事者に通知されるものとし、当事者は通知から60日以内に自らが適切と考える意見を述べることができる。この期間は、手続中に、関係当事者の請求により、60日を限度として1度だけ延長することができる。当事者の意見は専門家に送付され、専門家はその応答に60日を与えられる。

第8条

専門家報告が命じられた後、出願人は、60日の期間内に、対応する手数料納付の証拠を提出しなければならない。出願人が当該期間内に納付をしなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。特別な場合は、専門家の請求により、長官は審査費用を対象とする特定の金額を設定し、出願人は30日以内にこれを納付しなければならない。前記費用は、特許、実用新案、工業図案又は意匠及び集積回路の回路配置の出願人又は権利の無効を請求する者が負担するものとする。

第9条

異議申立手続において、出願人はその応答のために、商標の場合は30日、特許、実用新案、工業図案又は意匠、集積回路の回路配置並びに地理的表示及び原産地名称の場合は45日の期間が与えられる。

第10条

関連する本質的事項に対して何らかの紛争が生じた場合は、45日の期間内に証拠が審問される。ただし、商標の場合は30日以内である。

この証拠受領の期間は、特別な場合は、30日を上限として延長することができる。

第10条の2

証拠が受領される場合は、添付書類はスペイン語により、又は庁の要求があるときは適正な翻訳文により提出されなければならない。

当事者が判決の聴取で召喚された場合は、弁論趣意書又は如何なる種類の証拠も、出願の譲渡、和解、請願の取下又は限定に言及するものを除き、受理されない。

第11条

本法及びそれに基づく規則に規定する日数による期間は、変更できない期間であり、就業日を指すものとする。これらの適用上、土曜日は就業日とはみなされない。

第12条

これらの手続においては、当事者は、当該事項における通常のあらゆる形態の証拠及び法廷での宣誓証書を除き、民事訴訟法に掲げられている形態のものも利用することができる。民事訴訟法第64条第2項の規定は、これらの手続においても適用される。

第13条

産業財産権の付与、異議申立、無効及び一般に庁に対する一切の事案の手続に関するすべての通知は、規則に定める方法により庁が作成し公表する必要がある日次報告書を通じて行う。当該日次報告書に掲載される一切の決定は、法律において別段の通知方式が定められている場合を除き、通知されたものとみなす。

登録出願に対する異議申立の通知は、出願人が包袋中で指定した電子手段によって行う。この場合において、異議申立書の完全な写し及び該当条項の送付することで、通知されたものとみなす。異議申立に加えて、登録出願に対して実体的な見解がなされたときは、当該決定も、異議申立の通知とともに、電子的に通知される。電子的に通知ができない場合は、当該決定は規則の規定に従い、日次報告書を通じて通知されたものとみなす。

登録の失効又は無効の請求に関する通知は、民事訴訟法第40条以下に定める条項に従って行い、外国の出願人は、チリ国内に宛先を定めなければならない。チリ国内に住所又は居所を有さない者に付与された登録の失効又は無効の請求は、第2条第1段落に規定する代理人又は代表者に通知される。

産業財産裁判所による通知は、その書記官が作成する必要がある日次報告書によって行う。

通知が行われた日付及び方法は、包袋中に記録しなければならない。

第14条

産業財産権は、死亡により移転可能なものであり、如何なる種類の適法行為の目的とすることもできるが、少なくとも私署証書によって証明されなければならない、該当する登録簿の欄外に要約が記録される。

関連の要約には、行為又は契約が生じた日及び規則が定めるその他の詳細を示さなければならない。

同様に、外国で生じる行為又は契約を、関連する登録の欄外に注記することができる。

係属中の産業財産権登録出願の移転については、私署証書を以て十分とし、同書は関連する包袋に記録される。

あらゆる場合において、商標の登録は分割不能なものとし、当該権利によって保護された要素又は特徴は、部分的に又は切り離して移転することができない。ただし、登録簿における

保護された商標であって、関連しない1又は複数の登録された区分からなるものは、部分的に移転することができ、登録簿の残余の区分は、権利所有者の所有にとどまる。
地理的表示及び原産地名称は、第92条の規定の対象となる。

第15条

産業財産権に関する代理人委任状は、私署証書によって付与される。上記にも拘らず、出願人は、公証人又は公証人のいない行政区においては公証人の面前で署名された公的又は私的な証書によって当該委任状を付与することができる。国外からの委任状は、その後の手続を伴うことなくチリ領事の面前で、又は民事訴訟法第345条に定める方法で、それぞれ交付することができる。

出願の取下又は登録の放棄は、明示的に付与されなければならない、そうでなければ、代理人の権限から除外される。

第1段落の規定を害することなく、出願の提出については、代理人が、代理として、出願人の名称を出願に表示することで十分である。この場合、庁は、代理権を付与するための期間として、国内在住者に対して30日、国外居住者に対しては60日をそれぞれ与える。本期間を超過すると、出願は取り下げられたとみなされる。

第16条

本節にいう手続に関して、証拠は正当な良心において評価される。

第17条

異議申立、登録若しくは移転の無効化に関する案件及びその有効性若しくは効果についての又は産業財産権一般についての不服申立に関する案件は、本法に定める手続に従って長官に提起するものとする。

当該決定は、理由書を添付するものとし、かつ、適切な場合は民事訴訟法第170条の規定に従うものとする。

第17条の2A

第1審及び第2審の両方において、その通知日から起算して15日以内に、事実誤認を含む、又はそれに基づく異議に係る手続において下された決定は、職権により又は当事者の請求により是正することができる。異議申立のない手続において下された決定に関しても、登録手続を終了させた決定に対する不服申立の期間満了までは、同様の方法で補正することができる。

第17条の2B

第1審において長官が下した決定に対しては、異議が申し立てられているか否かに拘らず、不服申立をすることができる。当該不服申立は、その通知の時から起算して15日の期間内に提起するものとし、産業財産裁判所で審理される。

不服申立は何れの側にも認められ、最終的又は中間的な決定に対して効力を有する。

実体的事項の破棄に係る上訴は、第2審の最終決定に対して、最高裁判所へ提起することができる。

上訴は、基本裁判所法及び民事訴訟法の関連規定に従って提起され、手続を進められる。ただし、上訴人は、産業財産裁判所に出頭して上訴を遂行することを求められない。

第3節 産業財産裁判所

第17条の2C

産業財産裁判所(以下「審判所」という)は、特別な独立司法権管轄体であり、最高裁判所の管理的、調整的、財務的監督を受け、その本拠をサンティアゴ市に有する。

法廷は6名の審判員及び4名の代替要員で構成される。各審判員は、最高裁判所が提案し、前歴の提供に対する公の要求に基づいて作成された一覧の中から経済・開発・復興大臣が発する最高命令により共和国大統領が任命する。当該要求は、最高裁判所が発する判決に従って定められた客観性、開放性、透明性及び非差別性の条件を満たさなければならない。

審判所の構成員は、少なくとも5年間の法律学位を有していることを証明しなければならない。審判員4名及び代替要員2名の選択においては、更に産業財産権の専門知識が要求される。

第17条の2D

審判所は、通常2の議場、例外的に3の議場で開廷する。各議場には少なくとも2名の審判官が出席する。提起された案件について決定するために、各議場は少なくとも週3日審理を行う。

審理を行うための定足数は3名とする。

決定は単純多数決による。同数の場合は、議長が決定票を有する。その他すべての手続事項に関しては、司法機構法の規定に従う。

複雑な案件の場合は、審判所は、専門家報告を命じることもでき、その費用について、係争費用に関する最終決定を損なうことなく、誰が負担すべきであるかを決定することができる。審判所が審理する案件において、商標に関連するものを除き、当事者の何れかから請求があったときは、審判所は1又は複数の専門家による報告を命じるものとする。そのような場合は、専門家は投票権を有して審議に参加する。

審判所の所長及び各議場の議長は、それぞれの有資格構成員により選出される。

第17条の2E

審判所構成員の月次報酬は、審判官に対しては50月納付単位、代替要員に対しては20月納付単位とする。

審判所の各構成員は、審理し決定した案件1件ごとに、更に0.4月納付単位を受領するものとする。ただし、これに関し各構成員が毎月受領することができる総額は、50月納付単位を超えてはならない。

第17条の2F

審判所の構成員は、司法機構法第195条及び第196条に規定する忌避又は不適格の理由に従わなければならない。

当該不適格の理由は、審判所の各構成員に対しても、次に該当する場合は適用される。すなわち、その者が審理する案件においてその配偶者又は3親等までの血縁若しくは2親等までの姻戚関係にある親族又は養子縁組の継嗣限定により繋がっている者が利害関係を有している場合又は会社の場合であって、これら同一の人物が法的代理人、弁護士、取締役を務め、若しくは他の高級管理業務を行い、又は直接に又は自然人若しくは法人を介して会社の一定比率を所有していることにより、その管理に参加が可能となり、又は1若しくは複数の管理者を選任し若しくは選任したことがあるとき。

援用された理由は、影響を受ける構成員がこれを認容することがある。認容しない場合は、当該案件は、当該構成員を排除して、審判所で審理される。不適格の理由を援用した当事者に対しては、その申請が満場一致で拒絶された場合は、20月納付単位までの罰金が適用される。

何らかの理由により、審判所が少なくとも1の議場で定足数を欠く場合は、司法機構法の規定に従って、サンティアゴ控訴裁判所の判事が代役を務める。

司法機構法第319条から第331条までに定める規則は、第322条の規定を除き、審判所の構成員に適用される。

審判所の構成員及び代替要員の任期は3年とし、これに続く新たな期間についての再任を妨げない。

第17条の2G

審判所の構成員は、次の理由により退任する。

- (a) 法定任期の満了
- (b) 自発的辞任
- (c) 75歳到達時
- (d) 重大な職務怠慢による解任
- (e) 突然の行為無能力。これは、構成員が3月連続又は1年に6月間職務を遂行することを妨げる何らかのことをいう。

前記(d)及び(e)の措置は、審判所所長又は構成員の2名の請求により、最高裁判所の懲戒権を損なうことなく、最高裁判所により効力を与えられる。

構成員の解任を命じる決定は、解任の事実に基づく理由及びその裏付け資料を表示しなければならない。

解任が行われた場合において、残りの任期が180日を超えるときは、本法第17条の2Cに定める規則に従って、交代要員を選任しなければならない。前記(b), (d), (e)にいう場合は、交代要員は当該職務の残余期間を務めあげるものとする。

第17条の2H

審判所は、保証人員として、代理人兼秘書役1名、代理人兼法廷報告者2名、管理職員4名を擁する。これらの者は、経済・開発・復興省次官の管轄下に置かれ、恒久的に審判所に配属される。これらの者は、自らの義務の性質と相容れない事項における場合を除き、同省次官職の職員に適用される規則に従うものとする。

法廷報告者の何人も、秘書役に代わることができ、その逆も可能である。

第17条の2I

秘書役、法廷報告者及び管理職員は、必要な場合は、経済・開発・復興省次官職の人員と交代することができるが、ただし、後者が前者の職務を遂行するための要件を満たすことを条件とする。加えて、審判所が要求した場合は、予算局の事前の許可を得て、臨時人員を雇用することもできる。

審判所の通常の機能に必要な調度品、設備、資料及び何らかの役務又は資材は、経済・開発・復興省次官職の管理的かつ財務的責任とする。

公共部門予算法は、審判所の機能のための必要な財源を毎年指定する。この目的で、審判所所長は、財務上の必要性を経済・開発・復興大臣に伝え、大臣はそれを、公共部門のために定められた規則に従って、同省のものに含める。

第17条の2J

代理人兼秘書役は、審判所から割り当てられ又は委任された特定の職務又は責務のほかに、管理目的で審判所に配属された人員を直接監督する。

第17条の2K

審判所の構成員、秘書役及び報告者は、自らの責務に就く前に、審判所所長の面前で秘書役を認証官として、宣誓を行うか又はチリの憲法及び法律を遵守することを約束しなければならない。次いで審判所所長は、最上級大臣の面前で、同様の宣誓をしなければならない。

第4節 手数料の納付

第18条

特許、実用新案、工業図案及び意匠並びに集積回路の回路配置の付与は、権利が付与されるまで5年の期間ごとに2月納付単位に相当する手数料の納付を条件とする。出願時に、1月納付単位に相当する手数料を納付しなければならず、当該手数料を納付しない場合は、当該出願は処理されない。出願が受理された場合、特許については最初の10年間の手数料の納付を、また、実用新案、工業図案及び意匠並びに集積回路の回路配置については最初の5年間の手数料の納付を完了しなければならない。

前段落の規定に拘らず、また、出願人の請求により、庁は、必要な手数料が納付されていない場合であっても出願の出願日を付与することができる。ただし、当該手数料が納付されるまでは、出願はそれ以上処理されない。当該納付は、出願日の付与後30日以内に行わなければならない、これを怠ったときは、出願はなかったものとみなす。

特許の出願書類が80ページを超えるときは、出願手数料に加えて、20ページ又はその端数ごとに1月納付単位に相当する追加手数料を納付しなければならない。

特許の第2期目の10年間、実用新案及び集積回路の回路配置の第2期目の5年間並びに工業図案又は意匠の第2期目及び第3期目の5年間に相当する手数料は、所有者の選択により、次のうちの何れかの方法により納付することができる。

- (a) 最初の10年間又は場合により5年間の期間が満了した時点から、0.4月納付単位に相当する手数料を毎年均等に納付する。これらの納付は、対応する年金の前年内又は各年の満了後6月の猶予期間内に行わなければならない、猶予期間の初月から起算して、各月又は月の端数ごとに20%の割増金が課され、又は
- (b) 最初の10年間又は場合により5年間の期間の満了前に、特許並びに工業図案及び意匠については4月納付単位、実用新案及び集積回路の回路配置については2月納付単位に相当する手数料を一括納付する。一括納付は、最初の10年間又は場合により5年間の期間の満了前の1年内又は満了後6月の猶予期間内に行わなければならない、猶予期間の初月から起算して、各月又は月の端数ごとに20%の割増料金が課される。

上述の(a)又は(b)に定める期間内に納付されない場合は、本条に規定する権利は消滅する。

第18条の2A

前条にいう権利の出願人であって納付のための資力に乏しい者は、如何なる種類の手数料も納付することなく登録を取得することができる。この恩恵を受けるために、出願人は、該当する出願に、財務上の手段の欠如を宣言する宣誓陳述書及び本法に基づく規則により要求される書類を添付しなければならない。

恩恵が付与されたときは、権利所有者は、第18条第1段落にいう納付をする義務を有さず、規則に規定する、後続年に対する残余の納付を延期することができる。当該延期及び据え置かれた金額の納付義務に関しては、登録簿への記入がなされる。この義務は、登録の所有者である何人に対しても適用される。本法第6条にいう専門家報告の費用の納付も延期されるものとし、長官は、本法に基づく規則に定める輪番制度に従って、庁がこの目的で維持管理する名簿から専門家を任命する。専門家は、違反すれば名簿から抹消されることを条件として義務を容認し、かつ、然るべき注意を払い迅速に義務を果たさなければならない。同様に、登録簿において、報告を手配した審査官の名称及び規則に定められた日に登録所有者である者により納付されなければならない手数料を表示する記入がなされる。

据え置かれた専門家手数料が予定の時期に納付されない場合は、庁は特許の失効を宣言する。

第18条の2B

商標、地理的表示及び原産地名称の登録は、3月納付単位に相当する手数料の納付を条件とする。出願時に、1月納付単位に相当する手数料を納付しなければならない、当該手数料を納付しないときは、当該出願は処理されない。

出願が受理されたとき、残りの手数料を納付しなければならない。

商標登録の更新は、1区分ごとに6月納付単位に相当する手数料の納付を条件とする。当該納付の証明は、更新申請と同時になされなければならない。更新すべき登録の満了後に提出された更新申請については、登録満了後、各月又は月の端数ごとに20%に相当する割増料金の納付が課される。

地理的表示又は原産地名称については、前段落に定める商標に関する更新手数料の適用はないものとする。

第18条の2C

不服申立の提出は、2月納付単位に等しい手数料の納付を条件とし、納付の証拠を添付しなければならない。不服申立が認められた場合、審判所は、規則に定める手続に従って納付済の金額の返還を命じるものとする。

第18条の2D

特許、実用新案、工業図案及び意匠、商標又は集積回路の回路配置に影響を及ぼす虞がある所有権の移転、使用のライセンス、質権、名義変更その他の種類の制限の登録については、1月納付単位に相当する手数料の納付時に行われる。納付は、該当する申請の提出時に行われたとみなされる。上記手続は、庁に登録されるまで、第三者に対抗することはできない。

第18条の2E

前条で規定された手数料は、国に納付される。

産業財産登録の受理に対応する手数料の納付を完了するためには、該当する登録簿への登録を許可する決定が確定した日から60日以内に、納付が認定されなければならない。認定されない場合には、申請は放棄されたものとみなし、第45条第2段落の規定に拘らず、記録保管される。

前段落に示す決定は、規則に定める方法及び条件に従って電子的に通知しなければならない。

第18条の2F

納付された手数料は、返還されない。

第5節 登録取消の手続

第18条の2G

利害関係人は何人も、産業財産権登録の取消を請求することができる。

取消の請求には、少なくとも次の情報を含めなければならない。

- (a) 請求人の名称、住所及び職業
- (b) 被請求人の名称、住所及び職業
- (c) 無効を求める登録の番号及び日付並びに該当する手数料の区別
- (d) 主張の根拠となる事実及び法的理由

第18条の2H

特許及び実用新案の場合は、登録全体について、又はそのクレームの1若しくは複数について取消の請求ができる。

第18条の2I

取消請求の通知は、産業財産権の所有者又はその代理人に送達される。送達期限は、特許、実用新案、工業図案及び意匠、集積回路の回路配置、地理的表示又は原産地名称の

場合は60日，商標の場合は30日である。

第18条の2J

特許，実用新案，工業図案及び意匠，集積回路の回路配置，地理的表示又は原産地名称に対する取消請求への応答後又は被請求人からの応答がない場合は，請求に含まれる事実及び対応する応答に関して，1又は複数の専門家による報告が命じられる。専門家は，当事者の相互合意の聴聞により，又は合意がないか若しくは何らかの理由により聴聞が行われないときは長官により選任される。

ただし，自らを，専門家による報告の被害者であるとみなす当事者は，第2の報告を要求することができ，その場合の手続は本条に定めるところによる。

長官は，事態をよりよく解決するために，登録が請求された時に報告書を発行した専門家を，いつでも聴聞することができる。

第18条の2K

専門家が長官により選任された場合は，当事者は，その選任の決定から5日以内に，次の理由の1又は複数に基づいてのみ，異議を唱えることができる。

- (a) 当該事項に関する意見を公に表明したこと
- (b) 当事者の1との血縁関係，明白な友情又は反目
- (c) その者による検討のために提出された事項に関する適性又は能力の欠如
- (d) 当事者の何れかに対し，過去5年間に従属的に若しくは独立して，専門業務を提供したこと，又は同一期間中に当事者の何れかと経済的若しくは事業上の関係を有したこと

他の当事者は，専門家に異議を唱える文書への応答のために20日の期間を与えられる。当該応答があったとき又はそれがなかったときは，長官は，更なる手続をとることなく，問題を決定する。

専門家報告は当事者に通知され，当事者はそれに関する意見を述べるために60日が与えられる。

関連する実体事項に対して何らかの紛争が生じた場合は，長官は，証拠の受領のために45日の期間を定める。当該期間は，正当に指定された場合には，更に45日間延長することができる。

当事者及び専門家報告により提唱された見解に基づき，長官は，請求された取消に関する決定を下す。

第18条の2L

商標に関する紛争において，請求に応答する期間が満了し，かつ，関連する実体事項に対する紛争が存在する場合は，長官は，証拠の受領のために30日の期間を設けるものとし，当該期間は長官が適正に指定する場合は更に30日間延長することができる。

第18条の2M

本法第10条の2，第12条及び第16条に定める規則は，取消手続に適用される。

第18条の2N

取り消された登録は、その発効日からなかったものとみなされる。

全体として又は部分的に登録の取消を宣言する決定は、該当する登録の欄外に記録される。

第18条の2O

本節に定める手続は、本法第17条に定める規定に従って、長官の権限内にある他の処理に適用される。

第II章 商標

第19条

「商標」なる用語は、市場における商品又は役務を識別する何れの標識を含む。当該標識は、人の名称を含む単語、文字、数字、画像、図形、記号、色の組み合わせ、音、匂い、立体形状などの記述的要素及びこれら標識の組み合わせから構成される。標識が固有の識別性を有していない場合において、それらは、国内市場における使用を通じて識別性を獲得したときは、登録可能となる。

販売促進又は広告スローガンもまた、それらが使用されるべき商品又は役務の登録商標と組み合わせる又は関連づけられていることを条件として登録することができる。

商標に係わる商品又は役務の性質は、商標登録上の障害とはならない。

第19条の2

商標の登録出願が、2以上の権利所有者の利益のためになされる場合、共同して行為する所有者は、使用及び管理のための規約について、権利所有者にとって必須であり、第三者を拘束するものではない規約の登録を要求することができる。この場合、共同所有者は、所定の期間又は無期限に共有の分割を請求する権利を放棄することができる。

庁は、規約が違法である又は需要者に誤認させ若しくは混同をもたらす虞のある規定を含む場合、規約の登録を拒絶することができる。

使用及び管理の規約は、商標出願と同時に提出され、商標登録と同時に決定される。庁は、その最終決定を発するまで、指令を発することができ、その補正は60日以内にしなければならない。

共同所有者の何れかが使用及び管理規約に定める規則を遵守しない場合は、他の1又は複数の共同所有者は、本法第X章に定める規則に従って、強制執行及び／又は損害賠償を請求する措置を講ずることができる。

第19条の2A

更新手数料の不納による取消又は放棄は、登録の一部を構成する広告スローガンに関して同様の結果を生じる。従って、商標が取消又は放棄されたときは、庁は、取り消された商標に依存する広告スローガンの登録を、当然の責務として取り消すものとする。その記録は、対応する登録の欄外への下位記入により残される。

第19条の2B

広告スローガンは、譲渡又は移転することができない。ただし、付随する主登録とともに譲渡又は移転する場合を除く。

第19条の2C

通常使用され又は一般的、表示的若しくは説明的な性質のものとなる虞のある標識、図形、

文字、色彩、接頭辞、接尾辞、語源又は文節を含む商標の登録は、当該商標全体に保護を与えるものとみなされ、当該登録は、前記要素の個々に対する保護のない状態で付与される旨を明示した上で付与される。

第19条の2D

商標は、その所有者に対して、当該商標を付与された態様により取引において使用し、登録の対象となった商品又は役務を識別する独占的かつ排他的な権利を付与する。

これにより、登録商標の所有者は、当該所有者の同意を得ずに第三者が登録を受けた商品又は役務と同一若しくは類似の商品又は役務について、同一若しくは類似の商標を営業活動において使用することを妨げることができる。ただし、第三者による使用が、誤認又は混同を生ずる虞がある場合に限る。

第三者による使用が同一の商品又は役務について同一の商標に関するものである場合は、混同が生じたものと推定する。

第19条の2E

商標登録により付与される権利は、所有者により又は当該所有者の明確な同意を得て、当該商標の下で何れかの国において正当に販売されている商品に関して、第三者が当該商標を使用することを禁止する権利を当該所有者に与えるものではない。

登録商標の所有者に付与された権利は、業としての使用において、如何なる者による当該所有者の名称、雅号又は商業活動の前任者の名称を使用する権利の行使を妨げるものではない。ただし、当該名称が、一般需要者に誤認又は混同を生ずるような態様により使用される場合は、この限りでない。

同様に、商品又は役務の種類、性質、品種、原産地、国籍、起源、目的地、重量、価値、質、特性その他の記述的名称に関する地理的名称又は地理的表示を組み込んだ登録商標の所有者は、当該地理的名称又は地理的表示が、商品又は役務の地理的出所、種類、性質、品種、原産地、国籍、起源、目的地、重量、価値、質その他の記述的特性を正確に特定するか又は伝えるのに使用される場合、当該地理的名称又は地理的表示の使用を妨げることにはできない。ただし、一般需要者に誤認又は混同を生ずる場合は、この限りでない。

第20条

次のものは、商標として登録を受けることができない。

(a) 何れかの国、国際機関又はある国の公共事業の紋章、旗章若しくはその他の記章、名称又は標章

(b) 当該商標が目的とする対象物についての技術的又は科学的名称、植物品種の名称、世界保健機関の推奨する国際的普通名称及び治療の特性を表示する名称

(c) 自然人の名称、雅号又は肖像。ただし、その者の同意又はその者が死亡している場合はその者の相続人の同意があるときを除く。歴史上の人物の名称は、その死後少なくとも50年を経過している場合は登録することができるが、その者の名誉が登録により損なわれない

ことを条件とする。

人の名称は、(e)、(f)、(g)及び(h)に反する場合は、何れにしても登録することができない。

(d) ある国の採用する監督又は証明用の公の記号又は印章を、その国の許可を受けずに複製し又は模倣した標章。更に、国内又は外国の博覧会で授与されたメダル、賞状又は賞を複製し又は模倣した標章であって、それを受けた者以外の者の登録出願に係わるもの

(e) 商品若しくは役務の種類、性質、原産地、国籍、出所、目的地、重量、価格若しくは品質を表示するために使用される表現又は標識。一般的に、商業上の特定の区分の商品又は役務を指定するために使用される商標と、識別性のある特徴を有することがないか又はそれが適用されるべき商品若しくは役務を単に記述するにすぎない表現

(f) 商品又は役務の出所、品質又は種類について誤認を生じ又は欺瞞する虞のある表現。これには、その対象範囲がそれぞれの商品又は役務に関係している又はこれらとの関連を示している異なる区分に属するものを含む。

(g) 同一の商品又は役務について外国で登録された他の商標と同一又は外観若しくは称呼について混同を生じる程に類似する商標。ただし、当該登録の原出願国にて、当該商品若しくは役務を習慣的に消費する者又は必要とする者に関係する分野の公衆において名声及び評判を得ている場合に限る。

上記の理由で登録が拒絶され又は取り消された場合、外国で登録された周知商標の所有者は、90日の期間内に当該商標の登録を申請しなければならない。所有者がそうしない場合、何人も当該商標を出願することができるが、優先権は、外国で登録された商標の所有者の権利満了から90日間、出願を拒絶され又は登録を取り消された者に与えられる。

同様に、チリで登録され名声及び評判を得ている商標は、別個の無関係な商品又は役務を識別するために出願された他の同一又は類似の標識の登録を阻止することができる。ただし、第1に、当該標識が周知商標を識別する商品又は役務とある種の関連性を保持していること、第2に、当該保護が与えられれば周知商標の所有者の利益が害されるであろうことを条件とする。

この場合、名声及び評判は、チリにおいて、それらの商品を一般的に消費し、当該役務を必要とする分野の公衆について決定される。

(h) 同一の区分若しくは関連する区分に属する商品又は役務において、先に登録されているか又は有効に出願されている他の商標と、同一であるか又は外観若しくは称呼について混同を生じる程に類似する商標。

これらの理由はまた、登録出願前に国内で実際に、かつ、有効に使用されている無登録商標に関しても適用される。登録がこれらの理由で拒絶され又は取り消された場合は、商標の使用人は、90日以内にその登録を申請するものとする。そうしない場合は、何人も商標の出願ができ、優先権は、使用者の権利満了後の90日間、出願が拒絶されたか又は登録が取り

消された者に与えられる。

(h)の第1段落の規定に拘らず、庁は商標の共存についての合意を認容することができるが、そのような合意が当該日付前に第三者により取得された権利を侵害せず、又は需要者間に混同を招かないことを条件とする。

(i) 本来の色に加えて、商品又は包装の形状又は色

(j) 地理的表示又は原産地名称がチリにおいて識別することを意図された商品の出所又は属性に関して、需要者に誤認させ、又は混同をもたらす虞がある標章

(k) 公の秩序、道德及び公正な競争の原則及び取引倫理を含めた適切な慣行に反する標章

第20条の2

商標登録出願が既に外国でされている場合は、出願人は、チリにおいて出願する上で、原出願国での出願日から起算して6月間の優先権を享受する。

優先権は、規則で確立された手段及び様式に従って認定される。

第21条

商標の登録は庁において行われるものとし、登録出願は、規則の規定に従い、規則に定める方法で提出されなければならない。

様々な区分の商品及び／又は役務を記載する出願を以下「原出願」といい、出願人の請求により2以上の出願に分割することができ、これを以下「分割出願」という。かかる目的のために、出願人は、各出願において商品及び／又は役務の配分を明示しなければならない。分割出願は、原出願日を維持し、もしあれば優先権の利益を維持する。分割出願は、新規の出願であるものとして、それぞれ相応する手数料の納付が必要となる。

商標登録出願を分割する請求は、当該出願に対する異議申立の有無に拘らず、当該登録を求める原出願に関する庁の最終決定の前は、いつでも行うことができる。同様に、商標登録に関する決定に対する不服申立又は上訴期間中も、出願することができる。

有効な商取引上の商標の登録は、常に分割可能である。庁に対して有効性の異議が唱えられている場合又は登録商標に関する無効手続における不服申立期間中、前段落に表示された条件と同様の条件で分割を請求することができる。

公式の異議手続、異議申立手続、無効手続又はその他の係属中の不服申立の期間中、出願又は登録の分割は、分割、公式の異議、異議申立手続、無効手続又は関連する不服申立の結果として、出願又は登録の分割が出願の1つ又は分割された登録の1つに限定された場合に限り、進めるものとする。

第22条

出願がされた後、商標登録官は、有効な出願のために求められる方式が満たされていることを確認しなければならない。登録官がこの方式審査において何らかの誤記又は脱漏を発見した場合は、出願人に対し、30日以内に関連する補正又は説明をするよう勧告し、出願人がこれを怠ったときは、その優先日を失うことになる。指示された期間内に補正がされない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。出願を処理しないという決定に対する不服申立は、一般規則に従って、長官に提出することができる。補正がされず、又は不服申立が却下された場合、出願は取り下げられたものとみなされる。

長官が出願を処理のために受理したときは、その後、不服申立手続中に担当官が指摘したものと同一法的理由及び推論に基づいて職権でそれが拒絶されることはない。

出願に対して唱えられた異議を克服するために他の措置が要求される場合、出願人は、当該方式が完了するまで手続を停止するよう請求することができる。出願の基礎となる方式が、法的に可能な日から起算して60日以内に完了しない場合、出願は取り下げられたものとみなす。

異議申立ができる期間が満了したときは、長官は、出願の実体事項を審査し、出願を職権で拒絶できる理由が存在するか否かを指摘する。

これらの所見は出願人に通知され、出願人は、応答のために定められた期間内にこれに応答し、かつ、異議申立が提起されていればそれに反論するものとする。

指定期間が満了し、手続において命じられた他の措置が完了した場合、長官は、出願を受理するか又は拒絶するかを最終決定を下す。この場合、出願は、異議申立又は長官の所見に含まれる理由と異なる理由により拒絶されることはない。

第23条

商標は、特定の商品又は役務について、それらが属する国際分類の1又は複数の区分を指定してのみ出願することができる。

既に登録された商標の広告に使用する広告スローガンと識別するために、商標出願することができる。

ニース国際分類の複数の区分に属する商品及び／又は役務が単一出願に含まれる場合、当該出願により、登録は1件となる。

第23条の2A

用語「団体商標」には、市場において、第三者の商品又は役務から、団体の構成員の商品又は役務を識別することができる標識又は標識の組合せが含まれる。

第23条の2B

用語「証明商標」とは、市場において、第三者の商品又は役務を識別することができる標識又は標識の組合せであって、共通の要件及び特性を満たしていることを保証するものをいうと理解される。

前述した商標が使用されるべき商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務を製造するか又は販売する者は、証明商標の所有者となることはできない。

証明商標の所有者は、商品又は役務が当該商標の使用規約に定める条件を満たす者に対して、その使用を許可しなければならない。

第23条の2C

団体商標又は証明商標の登録出願書類には、使用規約を添付しなければならない。

当該使用規約は、次の要件を満たさなければならない。

- (a) 所有者を特定する情報を記載すること
- (b) 団体商標により識別される商品若しくは役務又は証明の対象となる商品及び役務を特定すること
- (c) 商標の使用に関する条件及び様式を明示すること
- (d) 団体商標の使用が団体の構成員に対して禁止される場合がある理由又は証明商標の使用の場合は先に許可された者に対して禁止される場合がある理由を記載すること
- (e) 本法の規則に定める他の事項を記載すること

庁は、使用規約の登録又は変更に対して、法律若しくは規則の規定に違反しているか又は公序良俗に反する規定若しくは一般需要者に誤認若しくは混同を生ずる虞がある規定が含まれていると判断した場合に、方式審査又は実体審査の段階において、相当であると認めるときは、異議を唱えることができる。

第23条の2D

手数料の納付の上、商品及び役務に関する商標の出願又は登録は、各区分に含まれる指定の商品又は役務の数に拘らず、区分ごとに別個の出願又は登録とみなす。本原則は、新規登録と更新登録の両方に適用される。

第23条の2E

商標登録はチリの全領域で有効である。

第24条

商標登録の存続期間は、各登録簿における登録日から起算して10年とする。所有者は、手数料に関する第18条の2Bの規定に従って、存続期間の満了前の6月から満了後6月の間、同じ存続期間の更新を請求する権利を有する。

更新申請が提出されず、前段落に記載の期間が経過すると当該登録は失効する。

第25条

取引において使用される如何なる登録商標も、「Marca Registrada」(登録商標)又はその略語の「M.R.」若しくは丸で囲んだ文字「R」が見えるように表示しなければならない。このような表示をしない場合でも、当該登録商標の有効性には影響を与えないが、この要件に従わな

い者は、本法に定める刑事訴訟を提起することができない。

第26条

商標の登録は、本法第20条にいう禁止事由の1に違反してなされたときは、無効とされる。

第27条

商標の登録を無効にすることについての訴訟は、登録日から起算して5年経過した後は禁止される。

前記の無効訴訟は、不正に取得された登録に関しては、禁止されない。

第27条の2A

商標登録の全部又は一部の失効の宣言は、次のうちの何れかの事由が生じた場合に行われる。

- (a) 当該商標が、登録の日から5年が経過した後に、その登録を受けた商品及び／又は役務のうちの1以上を識別するため、所有者により若しくは当該所有者の同意を得た第三者により、チリ国内において現実的かつ効果的に使用されていない場合、又は当該使用が同期間継続して中断している場合
- (b) 商標の所有者が、当該商標が登録された商品又は役務の普通名称となることを招いたか容認し、業としての使用において及び公衆による一般的な使用において、当該商標が、使用される商品又は役務の識別力又は識別機能を喪失した場合。ただし、当該商標の所有者が、第25条に規定する登録商標である旨を示す表示を業として使用していたときは、当該所有者がかかる変容を招いたことを容認した、とはみなさない。

失効の宣言は、職権で行うことはできず、正当な利害関係を有する者のみが請求することができる。

第27条の2B

商標の使用の立証責任は、当該商標の所有者が負う。商標の有効な使用は、当該商標がチリ国内において使用されていることを証明し、本法で認められたあらゆる証拠により証明することができる。本法の適用上、提示される商標の使用に関する一切の証明は、宣誓供述書と同等の価値を有し、商標の所有者は、その真実性の責任を負う。

商標の所有者が、指定された期間内に商標の使用を証明しなかった場合は、当該所有者が当該商標の使用に障害となる正当な理由があったことを証明しない限り、失効の宣言は続行されるものとする。

商標所有者の意思によらず、保護される商品又は役務に対して課される輸入制限その他の公的な要件等、商標の使用の障害となる事情は、不使用の正当な理由として認められる。

第27条の2C

先に登録された商標に基づいて無効の請求又は異議の申立を受けた者は、失効の反訴を提起することができ、当該反訴は、応答書によって行わなければならない。当該反訴は、立証され、本訴とともに審理される。

反訴が提起されると、原告は通知を受け、当該通知から30日以内に応答しなければならない。その期日の終了後、提起されたすべての訴えに関する証拠の根拠が受理され、同一の手続に従うものとする。

第27条の2D

失効は、確定判決によって命じられた対応する登録の全部又は一部が取り消された時点から効力を生じる。

商標が登録されている商品又は役務の一部についてのみに失効の原因が認められた場合、その宣言は、関係する商品及び／又は役務のみに限られるものとする。他の商品及び／又は役務に関して、商標登録は存続するものとする。

第28条

次の者は、国家に納付されるべき25から1,000月納付単位までの罰金に処するものとする。

- (a) 第19条の2Eの規定に拘らず、他の登録済の商標であって、同一の商品若しくは役務について、又は登録商標が対象とするものに関係する商品、役務又は施設に関連して、同一又は類似するものを、不正に商業目的で使用した者
- (b) 登録されていない、失効した又は無効とされた商標を、それが登録商標であると表示し、又は登録商標を模倣するような方法で、商業目的で使用した者
- (c) 登録商標を付した容器又は包装を、当該商標を使用する権利を有することなく、あらかじめ当該商標を抹消することなく商業目的で使用した者。ただし、そのように商標を付した包装が当該商標によって保護されるのとは異なる種類の商品を収容することを意図したものである場合を除く。

罰金の適用から5年以内に不正を繰り返す者は、先の罰金の倍額以上で、2,000月納付単位の金額を上限とする罰金に処するものとする。

第28条の2

次に掲げる者は、軽度から中程度までの懲役に処する。

- (a) 同一の商品又は役務について既に登録されている商標を模倣する者
- (b) 営利を目的として商業的に流通させるために、同一の商品又は役務について既に登録されている商標を模倣して付した商品を製造するか、チリ国内に運び入れるか、販売のために所持するか又は販売する者

同一の商品又は役務について既に登録されている商標の模倣品を付した商品又は役務を販売のために所持するか又は公衆に対して直接販売する者は、軽度の懲役に処する。

第29条

前条に基づき有罪とされた者は、当該商標の所有者に生じた費用、損害賠償及び被害を支払う義務がある。

偽造又は模倣に使用された道具及び設備並びに模倣商標を付した商品は没収される。

模倣商標を付した商品は廃棄される。使用された道具及び設備に関しては、管轄裁判所は、それらの廃棄又は慈善のための分配を命じることができる。

第30条

未登録商標が同時に2名又はそれ以上の者によって使用されている場合は、それを登録した者は、登録日から少なくとも180日間は当該商標の使用を継続する他の者のうち何れをも訴えることができない。

同様に、商標が無効とされた場合は、無効宣言の基礎を提供した登録所有者は、当該決定が発効した後少なくとも180日間は無効商標の所有者を訴えることができない。

第III章 発明

第1節 発明一般

第31条

「発明」とは、産業の分野において生じる技術的課題の何らかの解決策をいう。発明は、製品若しくは方法であり、又はそれに係わるものとすることができる。

「特許」とは、発明を保護する目的で国家により付与される排他権をいう。特許において具体化される効果、義務及び制限は、本法により定めるものとする。

第31条の2

方法特許の侵害に対する民事手続の目的では、裁判官は、被告に対し、特許された方法により取得された製品が新規であるとの条件に従うことを前提として、製品を取得する方法が特許された方法とは異なることを証明するよう命じる権限を有する。

当該手続において、別段の証明がされない限り、同一の製品はすべて特許された方法により取得されたものとみなされる。

本条の適用上、製品は、少なくともチリにおいて方法特許の出願がされた日又は第34条に従ってチリにおいて優先権が効力を発した日に、第33条にいう新規性の要件を満たしている場合は、「新規」なものとみなされる。そのような適格性について、裁判官は、出願人の費用負担により、長官からの報告書を請求することができる。

ただし、これに反する証拠の提出があったときは、自らの工業上及び商業上の秘密を保護した上での被告の適法な利益が考慮に入れられるものとする。

第32条

如何なる発明も、製品であるか方法であるかを問わず、技術分野の如何を問わず、それが新規で、進歩性を有し、産業上利用可能であるときは、特許とすることができる。

第33条

発明は、それがいまだ技術水準の一部となっていないときは、新規なものとみなす。技術水準は、チリにおける当該特許出願の出願日又は第34条に従って主張される優先権の前に、世界の何れかの場所において、有形の形態の公開、販売若しくは使用又はその他の如何なる態様であれ、公衆に開示され又は公衆の利用に供されたすべての物を包含するものと解釈する。

審査の対象となっている特許出願の出願日前に庁に対してなされ、かつ、その日以後に公開された特許又は実用新案の国内出願の主題もまた、技術水準の一部を構成するものとみなされる。

第34条

特許が外国において先に出願されている場合、関係当事者は、基礎出願国における出願日から起算して1年間、チリに出願する優先権を有する。

出願人は、優先期間満了日から2月以内に、優先権の回復を請求することができる。

優先権は、規則に定める手段及び様式に従って、認定される。

第35条

発明は、それが当該技術における熟練者にとって自明でもなく又当該技術水準から導くことが自明でもないときは、進歩性を有するものとみなされる。

第36条

発明は、それが原則として何れかの種類の産業において製造することができるか又は使用することができるときは、産業上の利用可能性があるとみなされる。この目的では、「産業」なる語は、最も広義に理解するものとし、製造、鉱業、建築、手工業、農業、林業及び漁業のような諸活動を含む。

第37条

次のものは、発明とはみなされず、本法により与えられる特許保護から除外するものとする。

(a) 発見、科学的理論及び数学的方法

(b) 植物又は動物の品種、ただし、特許性の一般要件を満たす微生物を除く。植物品種は、植物新品種の育成者権に関する法律19,342の規定に従ってのみ、保護を享受する。植物及び動物の生産のための本質的に生物学的方法も、微生物学的方法を除き、特許とすることができない。この目的で、「本質的に生物学的方法」とは、交雑及び淘汰のような完全に自然現象から成るものをいう。

(c) 経済上、金融上、商業上の、又は容易に検証できる制度、方法、原則又は計画及び純粹に精神的若しくは知的活動をするための、又はゲームをするための規則

(d) 外科又は治療による人体又は動物体の処置方法及び人体又は動物に対して行う診断方法。ただし、これらの方法において使用するための製品を除く。

(e) 特定の目的のために知られており、既に使用されている製品、「もの」又は要素の新しい用途及び形状、寸法、比率又は材質の変更。前記にも拘らず、既知の製品、「もの」又は要素の新しい用途は、その新しい用途が従来同等の解決策のなかった技術的問題を解決し、第32条にいう要件を満たし、更にそのような技術的問題の解決のために既知の製品、「もの」又は既知の要素の寸法、比率又は材質の変更を要求する場合は、保護適格を有する発明を構成することができる。クレームされた新しい用途は、特許出願において実験的証拠により証明されなければならない。

(f) 自然界において見出される生命体の一部、自然界の生物学的過程、自然界に存在する生物学的材料又は分離することのできる材料。これには、ゲノム又は生殖質が含まれる。ただし、前記生物学的材料の1又は複数を使用する手続及び当該手続から直接に得られた製品は、保護適格を有する。このとき、手続が本法第32条に定める要件を満たしていること、生物学的材料が適切に記述され、かつ、その産業上の利用が特許出願において明示的に概略説明されていることが条件となる。

第38条

発明であって、その商業的利用が公の秩序、国家の安全、道徳若しくは公正な慣行、人若しくは動物の健康若しくは生命を保護し又は植物若しくは環境を保全する上で必然的に禁じられなければならないものに対して、特許は付与されない。ただし、かかる除外は、当該利用を禁じ又は規制する法的若しくは行政的規定の適用上のみには限定されない。

第39条

発明の特許は、出願日から起算して更新不可能な20年の期間につき付与される。

第40条

第42条の規定に拘らず、発明者であって、第43条の規定による特許出願に必要なすべての要素を依然として満たしていない者は、仮特許出願をすることができる。庁は、対応する手数料を納付することを条件として、当該仮特許出願を12月間認める。

仮特許出願は、その出願日から起算して前段落に示す期間、その所有者に優先権を付す。仮出願は、先の出願の優先権を主張することはできない。

仮特許出願は、規則に定める内容に拘らず、クレーム又は第44条に規定する宣言書の提出を必要としない。加えて、仮特許出願には、発明を十分に明確かつ完全に説明するスペイン語又は英語による書類を添付しなければならない。必要に応じて、少なくとも1つの図面も添付しなければならない。

仮出願の出願日から起算して12月の期間の満了前に、所有者は、スペイン語により適切に作成した、第43条、第43条の2及び第44条に記載するすべての書類を添付して、確定特許を出願しなければならない。

前段落に示す期間が経過した後、仮特許の所有者が確定特許を出願していない場合は、出願はなかったものとみなす。

確定出願は、その内容が仮出願の発明の分野の拡張又は仮出願に含まれる開示内容の範囲の拡張を意味するものではないことを条件として、仮出願の優先権を保持するものとする。確定出願が当該分野を拡張する場合には、変更後の内容は、すべての法的な目的において、確定出願の出願日を有するものとする。

前条に従って出願された確定特許出願の存続期間は、仮特許出願の出願日から起算する。

第41条（廃止）

第42条

出願の前12月以内になされた開示は、次に該当する場合は、発明の新規性又は進歩性を決定する目的では考慮されない。

- (a) 公衆への開示が、特許出願人によりなされ、許可されたか、又は同人に由来するものである場合
- (b) 公衆への開示が、出願人若しくは発明者に対する濫用若しくは不公正な慣行によりなされたもの又は生じたものである場合

第43条

特許出願には次の書類を添付しなければならない。

- －発明の要約
- －発明の明細書
- －クレームを記載した紙面
- －該当する場合は発明の図面

第43条の2

要約は、専ら技術目的のためであり、求められる保護の範囲の決定を含め、その他の如何なる目的でも考慮されることはない。

クレームは、保護が求められている主題を定義するものである。クレームは、明瞭かつ簡潔でなければならない、また、明細書に基づくものでなければならない。

明細書は、専門家又は当該技術の熟練者が他の如何なる情報も必要とせずに再現できる程度に十分に明瞭かつ完全でなければならない。

第44条

発明の新規性、所有権及び有用性に関する宣言書は、関係当事者の義務であって、その責任において作成すべきものとする。

特許の付与は、出願及び発明の明細書に出願人が記載した情報の必要性及び正確性を国が保証することを意味するものではない。

第45条

願書が庁に提出されたときは、第43条に掲げた書類が添付されていることを確認するための予備審査が行われる。予備審査により誤り又は脱漏が明らかになった場合は、出願人は、必要な補正若しくは解明をし、又は60日以内に他の適正な書類を提出するよう求められ、これを怠ったときは、自己の優先日を失うことになる。誤り又は脱漏が指定期間内に是正されない場合は、出願はなされなかったものとみなされる。

本法又はそれに基づく規則に指定される期間内にその他の出願要件に従わない出願は、取り下げられたものとみなされ、棚上げされる。前記を害することなく、出願人は出願の回復を請求することができる。ただし、放棄の日から120日以内に出願要件が補正されることを条件とし、補正されないときは、出願人は自己の優先権を失うことになる。

期間が満了しても誤り又は脱漏が是正されないときは、出願は、永久に取り下げられたものとみなされる。産業財産権出願の審査から、請求された権利は他の範疇に属すると推測できる場合は、当該出願はそのようなものとして審査され、処理されるものとし、取得された優先日は保持される。

第46条

外国で既に出願された特許の出願人は、外国特許庁の既に行った調査及び審査の結果を、これが開示されている場合は、当該先の出願が特許付与されたか否かに拘わりなく、提出しなければならない。

第47条

特許出願に係わる裏付資料はすべて、第4条にいう公告の後には庁が保管し、公衆の利用に供するものとする。

第48条

特許の付与が承認され、相応する手数料の納付が行われたときは、関係当事者に特許を付与し、当該出願の行われた日から保護を与える証明書を発行する。

第49条

発明特許の所有者は、当該発明に係わる製品又はその他の対象を如何なる形態においても製造又は販売し、かつ、一般にこれをその他の如何なる態様においても商業的に実施する排他権を有する。

方法特許の場合は、その保護は当該方法により直接得られた製品にも及ぶものとする。

特許又は特許出願により付与される保護の範囲は、クレームの内容により決定される。明細書及び図面は、クレームを解釈するのに使用される。

特許権は、特許が満了する日まで、チリ全領域に及ぶ。

発明特許は、第三者が、特許により保護された製品であって、権利所有者により又は所有者の同意を得た第三者により何れかの国の市場に適法に導入された後に正当に取得したものを販売することを阻害する権利を与えるものではない。

発明特許は、医薬品、農薬その他の製品の登録又は衛生上の許可を得る唯一の目的で、特許により保護された材料の輸入、輸出、製造、生産又は使用をすることを第三者に禁止する権利を付与するものではない。上述したことは、特許所有者の許可なく当該製品を販売することを許可するものではない。

特許によって付与される権利は、次に掲げるものには及ばない。

- (a) 個人的にかつ営利を目的とせずにする行為
- (b) 特許発明の対象に関連する、専ら試験上の理由によりする行為
- (c) 個々の症例に対する処方せんに基づく医薬品の調製
- (d) 他国の船舶において、一時的又は偶然にチリ領海に侵入したときに、当該船舶の船体、機械、船具、装置その他の付属品に、特許の対象を構成する手段が使用されていること。ただし、当該手段が、当該船舶の必要性のために専ら使用されていることを条件とする。
- (e) 他国の空中移動用機器、陸上移動用機器又はそれら機器の付属品が一時的又は偶然にチリ国内に侵入したときに、それらの組立て又は操作において特許の対象を構成する手段が使用されていること

第50条

特許は、次の理由の何れかにより無効とすることができる。

- (a) 失効した場合
- (b) 誤った又は明らかに不十分な専門家報告に基づいて付与されている場合
- (c) 本法に定める特許性及び関連要件に違反して付与された場合

特許無効訴訟は、登録日から起算して5年の期間内に提起することができる。

第50条の2

特許を取得した者がその権利を有していない場合、正当な所有者が登録の移転及び対応する損害賠償の請求をする権利を有する。本手続は、当該登録の存続期間中に行うことができる。民事裁判官は、権限に関する一般規則に従って、かつ、民事訴訟法に定める略式手続に従って、本事件を審理しなければならない。

第51条

強制ライセンスは、次の場合に付与することができる。

(1) 特許の所有者が、独占禁止裁判所の最終決定に従って自由競争に反すると宣言された行為若しくは業務であって、問題の特許の使用若しくは実施に直接関係するものに携わっている場合

(2) 公衆衛生、国の安全、非商業的公共使用又はその他管轄当局が宣言する極度の緊急事由により、強制ライセンスの付与が正当化され得る場合

(3) 強制ライセンスの目的が、先の特許を侵害することなく実施できないような後の特許の実施にある場合。従属特許に対する強制ライセンスの付与は、次の規則に従うものとする。

- (a) 後の特許でクレームされた発明は、先の特許でクレームされた発明に比して経済的に相当な重要性を有する技術的進歩を伴わなければならない。
- (b) 先の特許を実施する強制ライセンスは、後の特許とともにする場合にのみ移転することができる。
- (c) 先の特許の所有者は、同じ事情において、後の特許でクレームされた発明を実施するために合理的な条件で強制ライセンスを取得することが可能である。

半導体技術の場合は、非商業的公共目的に限り、又は反競争的と宣言されている慣行を是正するためにのみ、ライセンスが付与される。

第51条の2A

強制ライセンスを申請する者は何人も、合理的な商業的条件で特許所有者から契約ライセンスを取得するための努力をしてきたこと及びその努力が合理的な期間内に結実しなかったことを証明しなければならない。この要件は、本法第51条(2)に定める理由に関しては、必要とされない。また、この要件は、強制ライセンスの目的が反競争的とみなされる慣行を禁じることにある場合も、適用されない。

第51条の2B

強制ライセンスの付与を求める申請は、権利としての請求とみなされ、従って、民事訴訟法第254条に定める要件のすべてを満たさなければならない。この処置は、次の当局により審理される。

1. 第51条(1)の場合は、法律第19,911号に定める手続に従って、独占禁止裁判所
2. 第51条(2)の場合は、本法に定める特許取消の手続に従って、産業財産庁長官。更に、特定事件を解決する理由付きの決定を通じて仮に処置がなされることもある。当該決定は、決定を動機づけた根拠が通用する限り、又は最終決定が下されるまで、効力を有し続ける。
3. 第51条(3)の場合は、民事訴訟法に定める規則に従い、かつ、略式手続に従って、民事裁判所判事

第51条の2C

管轄当局は、強制ライセンスの申請について、その特定の実体事項に従って決定を下す。決定が肯定的である場合は、独占禁止裁判所、産業財産庁長官又は民事裁判所判事は、当該事件が第51条(a)(b)又は(c)に関係するか否かにより、ライセンスの条件及び範囲を決定し、ライセンスをそれが付与された目的に限定する。前記当局は、更に、ライセンシーが特許所有者に定期的に支払うべき報酬の額を決定する。この手続を経て付与されたライセンスは、非排他的なものとし、特許を所有する会社の一部とともにする場合を除き、譲渡することができない。

第51条の2D

強制ライセンスは、強制ライセンスを生じさせた事情が存在しなくなり、かつ、再発の虞がない場合は、ライセンシーの正当な利益が保護されることを条件として、完全に又は部分的に取り消すことができる。根拠の十分な請求に従い、かつ、権限ある当局と適切な協議をした後、独占禁止裁判所、産業財産庁長官又は民事裁判所判事は、当該事情がいまだ存続しているか否かを審査する。

強制ライセンスの付与を生じさせた事情が再発する虞がある場合は、強制ライセンスを取り消す申請は認められない。同様に、関係当事者の請求により、独占禁止裁判所、産業財産庁長官又は民事裁判所判事は、新たな事実又は事情により正当化される場合、特に特許所有者が強制ライセンスの受益者のために合意したものよりも更に有利な条件で契約ライセンスを付与した場合は、強制ライセンスの条件を修正することができる。

第51条(a)及び(c)にいう場合において、強制ライセンスの請求に係る手続では、庁は、決定が下される前に、聴聞を受けなければならない。

第52条

次の者は、国家に支払われるべき25から1,000月納付単位までの罰金に処せられる。

- (a) 第49条第5段落の規定にも拘らず、特許発明を、商業目的で不正を以て製造し、使用し、市場に提供若しくは導入し、輸入し、又は所有する者

- (b) 商業目的で、特許されていない物又は特許が失効し若しくは無効となった物を使用し、それらの物に特許に対応する表示又はそれらしきものを付す者
- (c) 特許方法を商業目的で不正をもって使用する者
- (d) 特許出願が行われて係属中である発明を、不正を以て模倣し又は実施する者。ただし、特許が最終的に付与されることを条件とする。

本法に基づき有罪とされた者には、当該特許の所有者に生じた費用、損害賠償及び被害を支払うことが宣告されるものとする。

本条にいう罪の何れかを犯すのに使用された道具及び設備は、没収される。不法に生産された物は廃棄される。使用された道具及び設備に関しては、管轄裁判所は、その廃棄又は慈善のための分配を命じることができる。

罰金に処せられた日から5年以内に第2の又はその後の罪を犯す者は、当初の罰金の少なくとも2倍で、2,000月納付単位の額を上限とする罰金を宣告される。

第53条

如何なる特許対象物も、製品自体に又は包装に、特許番号及び語「Patente de Invencion」(特許)又はその略語「PI」と登録番号を可視的に表示しなければならない。

前記の義務に対する唯一の例外は、その性質上当該要件を満たすことができない方法とする。

当該要件を満たさない場合は、当該特許の有効性には影響を与えないが、この規定に従わない者は、本法に定める刑事訴訟を提起することができない。

出願が係属中である場合において、当該出願に関する製品が商業目的で製造又は販売されつつあるときは、出願中である旨を表示するものとする。

第2節 補助的保護

第53条の2の1

特許の付与に際して不当な行政上の遅延があり、かつ、付与までの期間が、出願日から起算して5年又は審査請求から起算して3年のうちの遅い方を超えることを条件として、所有者は、特許の付与から60日以内に追加保護期間を請求する権利を有する。

審査請求は、第7条第1段落に記載する状況を受け入れるときに発生するものと理解される。追加保護は、不当な行政上の遅延として証明された期間に限り延長され、5年を超える追加保護期間を付与することはできない。

第53条の2の2

特許により保護された医薬品の承認登録の付与後60日以内に、その所有者は、当該特許の医薬品を含む部分について補助的な保護期間を請求する権原を有するが、ただし、前記登録の付与において不当な遅延があったことを条件とする。補助的保護は、出願から1年経過後に医薬品の承認又は登録を受けた所有者が請求することができる。補助的保護は、前記登録の決定に責任を有する行政機関による不当な遅延があったことが立証された期間のみ延長される。

第53条の2の3

特許又は薬事登録又は承認申請に影響を及ぼす次の事情は、不当な遅延とはみなされない。

- (a) 異議申立又はその他の司法的救済若しくは措置
- (b) 特許登録手続に必要とされる国内若しくは国際機関からの報告書又は手続書類の受領に要した期間、及び
- (c) 出願人の行為又は怠慢

第53条の2の4

補助的保護の請求は、審判所に提出され、不当な遅延の存在及びその拡大について、定められた控訴手続に従って、単一審において判決が下される。当該決定は、その単独の効果として保護期間の延長を行うものであり、如何なる種類の責任も生じさせるものではない。

審理の前に、審判所は、正式の請求が対応する機関に送付され、同機関が60日以内に意見を出すことを命じるものとする。

第53条の2の5

補助的保護の期間は、補助的保護の各年又は年の一部については月納付単位の手数料が納付された後、対応する登録の欄外に注記されなければならない。手数料の納付は、納付を要求する決定後30日以内にのみすることができ、そうしない場合は、本章に定める保護は付与されない。

第IV章 実用新案

第54条

次のものは、実用新案とみなされる。すなわち、外観及び作用の両者についてクレームすることのできる形態の器械、器具、道具、装置及び物又はその部品。ただし、当該形態によりこれらの物に、その目的とする機能が、以前には有していなかった利点、利益又は技術的効果をもたらすという意味で、有用性が与えられることを条件とする。

第55条

発明特許に関する第III章の規定は、本章に含まれる特別規定に拘らず、該当する場合は実用新案に適用するものとする。

第56条

実用新案は、新規でかつ産業上の利用可能性があるときは、実用新案特許を付与することができる。

実用新案特許は、当該実用新案が従来 of 発明又は実用新案に比較して何らかの明らかな有用性に寄与しない些少な又は二次的な差異を提示するにすぎない場合は、付与しない。実用新案特許の出願は、単一の物品にのみ係わらせることができる。ただし、当該物の様々な要素又は外観が、当該同一の出願においてクレームすることができるという事実を害するものではない。

第57条

実用新案特許は、更新なしの、当該出願日から起算して10年間付与される。

第58条

実用新案の願書には、次の書類を添付しなければならない。

- － 実用新案の要約
- － 実用新案の明細書
- － クレームを記載した紙面
- － 実用新案の図面

出願が庁にされたときは、前記の書類が添付されていることを確認するために予備審査が行われる。

第59条

実用新案は、「Modelo de Utilidad」(実用新案)なる掲記又はその略語「MU」及び当該権利の番号を見えるように表示しなければならない。この情報は、当該物品が包装された状態で需要者に提供され、物品を取り出すのに包装を取り去る必要がある場合は、包装上に表示することができる。このような表示をしない場合は、当該実用新案の有効性には影響を与えないが、権利の所有者は、本法に定める刑事訴訟を提起する権利を奪われるものとする。

第60条

実用新案特許は、第50条に規定すると同じ理由により無効とすることができる。

第61条

次の者は、国家に支払われるべき25から1,000月納付単位までの罰金に処せられる。

- (a) 第49条第5段落に定める例外(この範疇の権利にも適用される)にも拘らず、登録実用新案を、商業目的で不正に製造し、販売し、輸入し又は使用する者
- (b) 登録が失効し又は無効とされた実用新案に対応する表示を、商業目的で使用する者及び登録のない表示を、商業目的で模倣する者

本条に従って有罪とされた者には、当該実用新案の所有者に生じた費用、損害賠償及び被害を支払うことが宣告される。

本条に定める犯罪の何れかに直接使用された道具及び設備は没収される。不法に生産された物品は廃棄される。使用された道具及び設備に関しては、管轄裁判所はそれらの廃棄又は慈善のための分配を命じることができる。

罰金適用から5年以内の第2又はそれに続く犯罪は、最初の罰金の少なくとも倍額で、2,000月納付単位を上限とする罰金をもって処罰するものとする。

第V章 工業図案及び意匠

第1節 工業図案及び意匠について

第62条

「意匠」とは、それらの特徴によって視覚を通じて新規の特色が生じる特別の外観が与えられている限りにおいて、彩色されているか否かを問わず立体的な形態及び工業上又は手工芸上の物品であつて、それと同様の他の物品の型見本として使われるものを含み、その形態、幾何学的形状若しくは装飾又はこれらの結合によって類似品とは区別されるものをいう。

「工業図案」という用語は、図形、線又は色彩のあらゆる配置、集合又は組合せであつて、工業製品の装飾目的で、かつ、それに新しい外観を与えるために、平面図又は線図上で展開されたものを含む。

工業図案及び意匠は、それらが既知の工業図案又は既知の意匠の特徴の組合せと著しく異なるときは、新規なものとなされる。

容器についても、それらが前記の新規性の条件を満たす場合は、意匠として保護することができる。

布地、織物又は何らかのラミネート素材への印刷は、それらが前記の新規性の条件を満たす限り、意匠として保護を受けることができる。

第62条の2

本法に定める、工業図案及び意匠に付与される保護は、法律No. 17336により付与される保護に拘らず適用される。

第62条の3

外観が完全に技術的又は機能的理由に帰すべきものである工業図案及び意匠は、創作者の恣意的な寄与が加えられることなしには、工業図案及び意匠として登録することができない。

更に、如何なる種類の衣料又は意匠を組み込む物品が機械的に組み立てること又は全体を構成する別の物品に連結することを可能にするために必要な形態より成る物品は、意匠として登録することができない。この規定は、意匠の意図された形態が物品の組立若しくは複数の接続又はモジュラー（組立式）システム内での物品の連結を可能にすることを意図した物品には適用されない。

第63条

特許に関する第III章の規定は、本章の特別規定を害することなく、該当する場合は工業図案及び意匠に適用される。優先権は、本法第20条の2により規制される。

工業図案及び意匠は、本法第50条に規定すると同じ理由により無効とすることができる。

第64条

工業図案又は意匠の出願には、次に掲げる書類を提出しなければならない。

願書

図面の説明

図面

必要な場合、見本又はひな形

庁に出願書類が提出されると、予備審査を実施し、当該予備審査において、上記に示す書類が提出されていることを確認する。

第65条

工業図案又は意匠の登録期間は、更新なしで出願日から起算して最長15年の期間が付与される。

第66条

工業図案及び意匠は、「Dibujo Industrial(工業図案)」若しくは「Diseño Industrial(工業意匠)」又はその略語「DI」及び権利の番号を目に見えるように表示しなければならない。この情報は、物品が包装された状態で需要者に提供され、物品を取り出すには包装を破ることが必要な場合は、包装上にすることができる。

表示をしない場合でも工業図案及び意匠の有効性には影響を及ぼさないが、当該権利所有者は、次の条に定める刑事訴訟を提起する権利は剥奪されるものとする。

第67条

次の者は25から1,000月納付単位までの罰金を国家に納付しなければならない。

- (a) 登録された工業図案又は意匠を悪意で製造、販売、輸入又は商業目的で使用する者。
前述は、第49条第5項の規定を害することなく解釈されるものとし、同規定は、この範疇の権利にも適用される。
- (b) 商業目的で登録された工業図案又は意匠に対応する表示を使用すること、又は、かかる登録が存在しない、期限切れ若しくは取り消されているにも拘らず、当該を模造する者。

本条に従って有罪とされた者は、工業図案又は意匠の所有者に生じた費用、損害及び被害を支払うことが宣告される。

本条に規定する犯罪の何れかを行うのに使用された道具及び設備並びに不法に生産された物品は、没収されるものとする。不法に生産された物品は廃棄される。使用された道具及び設備に関しては、管轄裁判所は、それらの廃棄又は慈善のための寄付を命じることができる。

罰金の適用後5年以内に生じた前回の又はそれに続く犯罪は、当初の罰金の少なくとも2倍で、2,000月納付単位の額を上限とする罰金を科すことができる。

第2節 工業図案及び意匠の寄託証明書

第67条の2A

意匠の出願書類の提出に際し、出願人は、第I章、第III章及び第V章に従い、通常の登録手続を選択するものと理解される。その選択をしない場合、出願人は、本章に定める寄託証明書の取得に関する簡易手続に従って、出願手続をする意思を示さなければならない。

寄託証明書の取得に関する簡易手続において、意匠出願が第62条に定める要件を満たしているかを確認することを目的とした実体審査の実施を考慮しない。

本章に定める簡易手続に従って取得した意匠の寄託証明書の所有者は、通常の登録手続において想定される実体審査を実施し通過するまでは、本章第1節に想定される行為をすることはできない。

第67条の2B

寄託証明書の取得に関する簡易手続に従って出願書類が提出された場合、庁は、本法及びその規則に定める提出に係る方式要件を完全に満たしているかを確認することを目的として、予備審査を実施する。

予備審査において誤記又は欠落が発見された場合、出願人は、優先日を喪失することなく、30日以内に補正、説明又は関連書類の添付をするよう警告を受ける。指定された期間内に誤記又は欠落が補正されないときは、出願書類は提出されなかったものとみなす。

出願人が命令に部分的に又は誤って従った場合、庁は、未完の指摘事項を一度に限り再通知し、30日以内に完全に補正されなければ、出願書類は提出されなかったものとみなす。

第67条の2C

方式的な提出要件を満たしているかが確認されたか又は誤記若しくは脱漏が所定の期間内に補正された場合、庁は、出願の対象である工業図案及び意匠の寄託証明書を発行する。本寄託証明書は、寄託証明書の取得に関する簡易手続に従って発行されたものである旨、したがって、所有者が本章第1節に想定される行為をすることを許可する実体審査を通過していない旨を表示する。

第67条の2D

本章に従って取得した意匠の寄託証明書の有効期間は、その出願書類の提出日から起算して、最長15年とする。当該寄託証明書は、その所有者に対し、実施可能性のある実体審査において、意匠出願が第62条に定める要件を満たしているかを確認するための一定の期日を付与する。

第67条の2E

工業図案又は意匠の寄託証明書が発行された場合、当該出願書類の抄本は、規則に定める様式により規則に定める期間内に公報に公告される。

第67条の2F

前条に示す公告の後、所有者と利害関係人の双方は、自己の費用負担により、意匠が第62条に定める要件を満たしているかを確認することを目的として、意匠の実体審査を請求することができる。当該実体審査は、本法に定める一般手続に従って実施するものとする。

実体審査を請求する者は、第8条の規定に従い、専門家手数料を納付したことを証明しなければならない。証明をしない場合、審査請求書は提出されなかったものとみなす。

第67条の2G

前条に定める実体審査が認められなかった場合、庁は、職権により寄託証明書を取り消す。

審査を通った場合、その事実は、規則に定める様式により及び期間内に公報に公告され、対応する寄託証明書の対象である工業図案又は意匠の出願手続は、異議申立に関する一般規則に従って継続される。異議が申し立てられず、第5条に定める期間が満了した場合又は異議申立手続が処理中である場合、庁は、一般登録手続に適用される規則に従って、意匠出願を受理するか又は却下するかの決定をする。寄託証明書の対象である工業図案又は意匠の登録出願が受理された場合、当該出願は、あらゆる目的により、一般登録手続に従って提出された工業図案又は意匠の出願とみなし、対応する手数料の納付については、第18条の規定を適用する。

第67条の2H

本章に定める簡易手続に従って工業図案又は意匠の寄託証明書を取得する出願は、1月納付単位に相当する手数料の納付を条件とし、納付がなければ手続は実行されない。当該手数料は、国に納付され、如何なる場合においても返還されない。

第VI章 職務発明

第68条

発明又は創作活動を行うことを内容とする雇用又は役務契約に関しては、当該権利の出願権限及び如何なる産業財産権も、別段の明示的な定めがある場合を除き、使用者又は当該役務を委嘱したものに専ら帰属する。

第69条

雇用契約に従って発明的又は創作的作業を行う義務を負わない従業者の行った発明から派生する当該権利を出願する権利及び如何なる産業財産権も、専ら当該従業者に帰属する。

ただし、当該発明を行うために、従業者が当該企業内で取得した知識を利用し又は当該企業の提供した手段を使用した場合は、前記の権限及び権利は使用者に帰属するものとし、この場合、使用者は従業者に対し、両者の間で合意されるべき追加の報酬を与えるものとする。

前記は、委託された仕事の枠組みを超える発明をなした者に適用するものとする。

第70条

1975年法律No. 1263にいう大学又は研究機関による独立の又は従属の仕事に従事するために雇用された者の発明的又は創作的活動に由来する、対応する権利を出願する権利及び如何なる産業財産権も、これらの団体又は団体の指定することのできる者に帰属する。ただし、当該発明者又は創作者がその仕事を通じて達成した利益の分配に与かる方法についての、当該団体の定款の規定が害されることはない。

第71条

前諸条において従業者の利益のために確立された権利は、場合に応じて、特許、実用新案又は場合により集積回路の回路配置設計の付与前においては放棄することができない。これに反する如何なる約定も、記載されなかったものとみなされる。

第72条

第I章第3節に規定する産業財産裁判所は、これらの規定の執行に関する一切の紛争を審理する。

第VII章 集積回路の回路配置

第73条

集積回路とは、電子的機能を果たすべく意図され、少なくとも1つの素子は能動素子であり、かつ、相互接続の一部又はすべてが本体又はその一部の表面と一体化した構成の最終的又は中間的形態の製品である。

第74条

何らかの形態で表現され、製造のために設計された、集積回路の立体配置は、集積回路の回路配置とみなされる。

第75条

集積回路の回路配置は、それらが独創的であることを条件として、保護される。

回路配置は、創作者の知的努力の結果であり、かつ、創作の時点で、集積回路の回路配置創作及び製造者の間でありふれた知識となっていないときは、独創的であるとみなされる。ありふれた要素又は相互接続の組合せから成る集積回路の回路配置は、その組合せが全体として前段落にいう条件を満たす場合に限り保護される。

第76条

集積回路の回路配置の所有者は、保護された物及び自らに付与された権利を何れの方法でも製造し又は販売する排他権を有する。

これにより、集積回路の回路配置の所有者は、第三者が所有者の同意なしに次の行為を行うことを阻害することができる。

- (a) 集積回路の回路配置を、別の集積回路又はその他の形態のものに組み込むために、全体として又は部分的に複製すること。ただし、本法第75条に定める独創性要件を満たさない部分の複製は除く。
- (b) 保護された集積回路の回路配置又は不法に複製された集積回路の回路配置を含む集積回路が組み込まれた製品を、商業目的で、何れかの方法により販売し又は頒布すること

第77条

前条に定める実施の排他権は、次のものには適用されない。

- (a) 第三者が、個人的な目的で又は単なる評価、分析及び研究若しくは教授の目的で創作した集積回路の回路配置が組み込まれた集積回路の回路配置の複製
- (b) 本法第75条の要件を満たす集積回路の回路配置であって、別個の回路配置の分析及び評価の結果として創作されたものの、前条に定める商業的实施
- (c) 集積回路の不法に複製された回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を組み込んだ何らかの物の、前条に定める商業的实施。ただし、当該行為を命じ又は実行する第三者が当該集積回路又は当該物を取得したときに、不法に複製された集積回路の回路配置を組み込んでいることを知らなかったか、又は知る合理的根拠を有さなかったことを条件とする。

前記に拘らず、第三者が、集積回路の回路配置が不法に複製されたものであることを知り、又はそう信じる理由を有するときは、同人は、現在の在庫又はその時までに発注された製品に関して、如何なる行為も実行することができる。その場合、保護された権利の所有者は、集積回路の回路配置に係る自由交渉によるライセンスの合理的なロイヤルティに等しい額の支払のみを要求することができる。

集積回路の回路配置の侵害に係わる事件を審理する権限を有する裁判所は、前段落にいうロイヤルティの決定に関して何らかの紛争が生じた場合は、民事訴訟法における事件について定められた規則に従って、証明証拠なしに、かつ、公正になされる決定により、その紛争にも判決を下すものとする。

(d) 同一又は独創的な集積回路の回路配置であって、第三者が独立して創作したもの

第78条

集積回路の回路配置は、その登録出願の日又は世界の何れかでの最初の商業的实施から起算して、更新不可能な10年の期間につき保護される。

第79条

集積回路の回路配置の登録簿は、産業財産庁に備えられる。

第80条

集積回路の回路配置の出願には、次の書類を添付しなければならない。

－願書

－説明

－適切な場合は、原型又はひな形

－場合により、追加の書類

出願が庁にされたときは、前記書類が添付されていることを確認するために、予備審査が実施される。

第81条

登録出願は、当該集積回路の回路配置の商業的实施が開始する前又は当該実施日から2年以内にすることができる。後者の場合は、出願人は、最初の商業的实施日を特定する宣誓供述書を願書に含めなければならない。

出願の処理並びにその公告及び関連決定の発令は、本法に基づく規則に定める規定により規制される。

第82条

集積回路の回路配置の取消は、次の理由の何れかにより生じる。

(a) 集積回路の回路配置を取得した者が、適法な創作者でもなく、譲り受け人でもない場合

(b) 審査官の間違った報告又は明らかに不十分な報告に基づいて付与が行われている場合

(c) 第75条に定める保護要件に反して登録が付与されている場合

(d) 集積回路の回路配置の商業的实施が、出願前2年を超えて開始した場合

第83条

発明特許及び職務発明に関する第III章及び第VI章の規定は、本章に含まれる特別規定に拘らず、適切な場合は集積回路の回路配置に適用される。

第84条

集積回路の回路配置は、丸で囲んだ大文字「T」を、目に見えるように表示しなければならない。この情報は、製品が容器に入れられ、製品を利用するためには容器を壊す必要がある場合は、容器上に表示することができる。この要件を満たさない場合でも、集積回路の回路配置の有効性に影響を及ぼすことはないが、その所有者は、本法にいう刑事訴訟を提起することができない。

第85条

次の者は、国に支払うべき25から1,000までの月納付単位の罰金に処せられる。

(a) 集積回路の回路配置にも適用される第49条第5段落に定める例外規定を損なうことなく、登録された集積回路の回路配置を、商業目的で不正に製造し、販売し、輸入し又は使用する者

(b) 登録が失効し若しくは取り消されている登録集積回路の回路配置に対応する情報を、商業目的で、無許可で使用する者又は当該情報を、登録が存在せず又は登録が失効し若しくは取り消されている場合に、商業目的で模造する者

本条に従って有罪とされた者は、集積回路の回路配置の所有者に生じた費用及び損害賠償を支払う義務がある。

本条にいう罪の何れかを犯す際に直接使用された道具及び設備は、没収されるものとする。不法に生産された物は、没収又は廃棄される。使用された道具及び設備に関しては、裁判所は、それらの廃棄又は慈善のための分配を命じることができる。

罰金の適用から5年以内に第2の又はそれに続く罪を犯した場合は、当初の罰金のすくなくとも2倍で、2,000月納付単位の額を上限とする罰金に処せられる。

第VIII章 営業秘密及び薬事登録又は承認を得るために当局に開示される情報

第1節 営業秘密

第86条

営業秘密とは、人が自己の支配下に置き、如何なる生産活動、産業活動又は商業活動においても実施することができる、非公開の情報と理解され、次の要件を複合的に満たすものをいう。

- (a) 全体として又はその構成要素の正確な構成及び組合せにおいて、この種の情報が通常利用される範囲における者にとって、一般に知られていないか又は容易に利用できないという意味における秘密であること
- (b) 秘密であるために商業的価値があること
- (c) 正当な所有者が秘密に保持するために合理的な措置を取る対象であったこと

第87条

営業秘密の不正取得、その正当な所有者からの許可のない開示又は実施、及び正当な実施権を有しながらも秘密保持義務のある営業秘密の開示又は利用は、営業秘密の侵害となる。ただし、営業秘密の侵害が、自己若しくは第三者のために利益を得ることを意図して又は正当な所有者に損害を与えることを意図して侵害された場合に限る。

第88条

対応する刑事責任を害することなく、産業財産権の遵守に関する第X章の規則は、営業秘密の侵害に適用される。

第2節 薬事登録又は承認を得るために当局に開示される情報

第89条

Instituto de Salud Publica(ISP-公衆衛生庁)又はServicio Agrícola y Ganadero(SAG-農業・家畜保護庁)が、医薬品又は農薬であって、管轄当局によりまだ承認されていない化学物質を利用するものの安全性及び有効性に関する証拠又は他の開示されていない情報の提出を要求する場合は、当該情報は、効力を有する規則に従って秘密のものとみなされる。

その非開示性は、データが不開示に保つ合理的な措置のもとに置かれ、かつ、問題の種類情報が通常使用される業界内の者に一般的に知られておらず、又は容易に入手できないものであるときは、満たされたものとみなされる。

管轄当局は、当該データを、その所有者の許可を有さない者に対し、ISP又は場合によりSAGにより付与される最初の薬事登録又は商品から起算して、医薬品については5年、農薬については10年の期間、薬事登録又は許可を付与するために開示し、又は利用することができない。

本条に基づく保護を享受するために、当該データの非開示性は、薬事登録又は承認申請において明示して記載されるものとする。

第90条

ISP又は場合によりSAGにより付与された薬事登録又は承認に従来含まれていなかったか、又は薬事登録又は承認の前に国内で販売されていなかった活性成分は、新規化学物質とみなされる。

本節の適用上、1又は複数の薬理効果又は農薬用途を有する物質は、塩及び錯体を含め、その形態、発現又は配列がどのようなものであっても、活性成分とみなされる。次のものは、新規化学物質とみなされない。

- (a) 同一化学物質に係る他の先の衛生登録又は許可において許可されたもの以外の治療用途又は効能
- (b) 同一化学物質に係る他の先の衛生登録又は許可において許可されたものの管理方法又は調剤形態の変更
- (c) 許可され若しくは登録された医薬形態、処方又は化学物質の組合せの変更
- (d) 塩、錯体、結晶形態又は先の衛生登録又は許可を有する化学物質に基づく化学構造

第91条

本節に基づく保護は、次の場合には適用されない。

- (a) 第89条に規定される証拠を提供する情報の所有者が、反競争的であると宣言された行為又は業務であって、独占禁止裁判所による最終的又は拘束力のある決定に従って、当該情報の使用又は利用に直接関係するものに従事している場合
- (b) 公衆衛生、国の安全、非商業的な公共使用、国の緊急事態又はその他管轄当局が宣言する極度に急を要する事情による正当な根拠で、第89条に規定される保護を終了させることができる場合
- (c) 医薬品又は農薬が、本法の規定に従って強制ライセンスの対象となる場合
- (d) 医薬品又は農薬が、薬事登録又は承認の付与日から起算して12月の終了までに、国内において販売されていない場合
- (e) 医薬品又は農薬の薬事登録又は承認申請が、最初の薬事登録又は承認を外国において取得してから12月後にチリにおいて提出された場合

第IX章 地理的表示及び原産地名称

第92条

本法は、次の規定に従って地理的表示及び原産地名称を容認し、保護する。

- (a) 国、国の領域内の地域又は地方を原産地とする製品を特定する表示は、当該製品の品質、評判その他の特性がその地理的出所に本質的に帰するものであるときは、地理的表示とみなされる。
- (b) 国、国の領域内の地域又は地方を原産地とする製品を特定する名称は、当該製品の品質、評判その他の特性がその地理的出所に本質的に帰するものであるときは、製品の特性に影響を与える他の自然的若しくは人間的要因も考慮に入れた上で、原産地名称とみなされる。

第93条

地理的表示及び原産地名称は、本法及び承認されている特定用途の規則により規制される。前記のことは、Pisco、Pajarete及びVino Asoleadoの名称並びにぶどう栽培地域に言及する名称について、法律No. 18455に含まれる特定規則がそれに関して優先する場合は、その名称を規制する規定を害するものでないとする。

地理的表示及び原産地名称は、本法及び表示又は名称の使用規約に定める要件を満たしている申請人によるその使用を制限し、阻害する占有又は先取特権の対象とすることはできない。

第94条

地理的表示又は原産地名称の承認は、庁が、その目的で備えられる地理的表示・原産地名称登録簿へ記入することにより、これを行う。

如何なる自然人又は法人も、地理的表示又は原産地名称の登録を請求することができる。ただし、当該人／法人が、請求された地理的表示又は原産地名称により定められた地区内に土地又は抽出、生産処理若しくは加工のための施設を有し、本法に定める他の要件を満たす重要な一団の生産者、製造者又は職人(法的形態を問わない)を代表するものであることを条件とする。国、地域、地方又は地区の当局も、地理的表示又は原産地名称が対応する管轄権内の領域に位置する場合は、地理的表示又は原産地名称の承認を請求することができる。

第95条

次の標識又は表現は、地理的表示又は原産地名称として承認されない。

- (a) 本法第92条に含まれる定義に適合しないもの
- (b) 公序良俗に反するもの
- (c) 地理的表示又は原産地名称の出所又は保護を求める製品の属性に関して、需要者の間に誤認又は混同を招く虞のあるもの
- (d) 問題の製品を保護するにはありふれた又は一般的な表示であって、当該事項の知識を有する者又は一般大衆によりそのように理解されるもの。ただし、国際条約に基づき地理的表示又は原産地名称として承認されたものを除く。

- (e) 同一の又は関連する商品又は役務について、善意で先に出願されたか登録された他の識別標識と混同を生ずる虞がある程、図形的、音声的又は概念的に類似しているもの
- (f) 登録を受けるためのより有利な権利を有する第三者が、登録されていないが認定申請前に現実的かつ効果的に使用している識別標識と混同を生ずる虞がある程、図形的、音声的又は概念的に類似しているもの。ただし、当該地理的表示又は原産地名称が、当該第三者が識別標識を使用している商品又は役務と同一の又は関連する商品について申請されている場合に限る。
- (g) 登録の有無及び当該標識が指定されている商品に拘らず、指定された商品に関連して、その使用により、商品の原産地に関する混同、誤認若しくは欺瞞を生じる虞がある場合、又は地理的表示若しくは出願された原産地名称が、商標、原産地名称若しくは周知の地理的表示の所有者と関連付けられる虞がある場合、又は識別力の希釈化を含む、その名声の不当な利用に該当する場合について、チリ国内において関係する公衆に周知である商標、原産地名称又は地理的表示の全部又は一部の複製、模倣、翻訳文又は転写に該当するもの。ただし、当該登録又はその後の使用が、商標、原産地名称又は周知の地理的表示の所有者の利益を害する虞がある場合に限る。

第96条

外国の地理的表示及び原産地名称は、本法に含まれる規則に従って、チリにおいて登録することができる。当該地理的表示及び原産地名称が、原産国で保護されなくなった場合又は使用されなくなった場合、チリにおいて保護されず、保護は失効する。

特に、商品及び役務に関してぶどう酒及び蒸留酒を特定する外国の地理的表示及び原産地名称であって、国民又は国内住民がチリにおいて1994年4月15日前に、又は当該日前の少なくとも10年間同一商品又は役務を識別するために、継続して善意で使用してきたものは、チリが批准する国際条約に別段の規定がされない限り、本法に定める保護の利益を受けない。

第96条の2A

本法又はチリが批准した国際条約に含まれる規則の適用により、庁が、商標と地理的表示及び原産地名称との間又は地理的表示及び原産地名称の相互間の共存が可能であると確信するに至った場合は、需要者の間に誤認又は混同をもたらさないようにするために、地理的表示及び原産地名称又は商標が使用される条件が最終決定により定められる。問題の商品の1又は複数が農業・林業製品又は農工業製品である場合、庁は、前記の確信に達するために、農業省に報告書を請求しなければならない。

何れにしても、使用の条件は、関連する登録の一部となる。

使用の条件を遵守しない場合は、所有者は、本法に定める訴訟を提起する権利を剥奪される。

第97条

地理的表示又は原産地名称承認の出願は、次の事項を記載しなければならない。

- (a) 請求された表示又は名称に係る出願人の名称、住所、該当する場合は税識別番号
- (b) 地理的表示又は原産地名称

- (c) 請求された表示又は名称により識別される製品の生産、抽出、処理又は調製の地理的地域であって、製品を地理的特性及び国の政治的、行政的区分に限定するもの
- (d) 請求された表示又は名称により識別される製品及びその本質的特徴又は品質の詳細な説明
- (e) 権限のある専門家により作成された技術的調査であって、製品の特徴又は品質が基本的に又は専らその地理的出所に帰するものである旨の情報を提供するもの
- (f) 請求された表示又は名称に係る特定の使用及び監督規約の作成
- (g) その他規定に定める事項

第98条

前条に定める要件の全部又は一部の遵守に関して、庁は、他の省庁又は公共事業体に報告書を請求することができ、当該省庁又は公共事業体は、請求の通知から45日以内に当該報告書を発行しなければならない。

第99条

地理的表示又は原産地名称を付与する決定は、次の事項を陳述するものとする。

- (a) 地理的表示又は原産地名称の承認
- (b) 生産、抽出、処理又は加工に係る限定された地理上の地区であって、そこにおいて生産者、製造者又は職人が表示又は名称を使用する権利を有するもの
- (c) 地理的表示又は原産地名称が適用される商品及びそれらの商品が有さなければならない本質的な品質又は特徴
- (d) 提供された情報の実体的事項に従って、地理的表示又は原産地名称の適格性

当該決定はまた、承認された地理的表示又は原産地名称に係る特定の使用及び管理規約の登録も承認し、命じるものとする。

第100条

地理的表示又は原産地名称の登録は、その認定を生じた要件が維持される限り、無期限とする。如何なる者も、当該商品が保護地域においてもはや生産されていないこと又は当該地理的表示若しくは原産地名称の認定を正当化した要件がもはや満たされていないことに基づいて、いつでも、取消訴訟を提起することができる。

登録は、第97条に定める事項の何れかに変更があったときはいつでも、変更することができる。当該変更は、必要に応じて、登録の手続を経なければならない。

第101条

関係当事者は何人も、本法に規定する禁止事項の何れかが侵害された場合は、地理的表示又は原産地名称の登録の無効を申請することができる。

第102条

可能な限り、第I章及び第II章の規則及び商標規則が、本章に定める審査、公告、登録及び

無効手続に適用される。

第103条

限定された地理的地区内で活動するすべての生産者、製造者又は職人は、最初の承認を請求した者以外の者も含めて、登録において指定された商品に関して、地理的表示又は原産地名称を使用する権原を有する。ただし、それらの者がその使用を規制する規約を遵守することを条件とする。それらの者のみが、商品の識別表示として、「Indicacion Geografica」(地理的表示)若しくは「Denominacion de Origen」(原産地名称)又はそれぞれの略語である「I.G.」若しくは「D.O.」との表示を使用することができる。

これらの表示は、容器が密封されていて商品を使用するためには容器を壊す必要がある場合は、容器上に置くことができる。

第104条

地理的表示又は原産地名称を使用する権利に関する民事訴訟及びその不法使用の禁止を求める民事訴訟は、執行に関する第X章に定める規則に従って、通常の裁判所に提起しなければならない。

登録された地理的表示又は原産地名称であって、ぶどう酒及び蒸留酒を特定するものに関する前段落にいう民事訴訟は、地理的表示又は原産地名称がそうする権利なしに使用され若しくは翻訳された場合又は商品の真の出所が表示されていても、「class」、「type」、「style」、「imitation」その他類似の表現を伴う場合は、提訴することができる。

第105条

次の者は、国に納付すべき25から1,000までの月納付単位の罰金が処せられる。

- (a) 登録された地理的表示又は原産地名称により保護されたものと同種類の商品を、正当な権利なしに表示する者
- (b) 地理的表示又は原産地名称であって、登録されていないか、失効しているか若しくは無効とされたもの、又はそれらを模倣するものに対応する表示を、商業目的で使用する者
- (c) 登録された地理的表示又は原産地名称を付した容器若しくは包装を、使用する権利がなく、かつ、事前に消去することなく、商業目的で使用する者。ただし、表示を付された包装が、地理的表示又は原産地名称により保護されたものと無関係の異なる商品を含むことを意図されたものである場合は、この限りでない。

本条に従って有罪とされた者は、地理的表示又は原産地名称の合法的使用者に生じた費用、損害賠償及び被害を支払う義務を有する。

本条にいう罪の何れかを犯す際に直接使用された道具及び設備は、没収されるものとする。偽造の地理的表示又は原産地名称を付した物は、没収され、廃棄される。使用された道具及び設備に関しては、管轄裁判所は、その廃棄又は慈善のための分配を命じることができる。

罰金の日から5年以内に第2の又はそれに続く罪を犯した場合は、先の罰金の少なくとも2倍で、2,000月納付単位を上限とする罰金に処せられる。

第X章 産業財産権の実施

第1節 民事訴訟

第106条

自己の産業財産権が侵害された権利所有者は、次のことを求めて民事訴訟を提起することができる。

- (a) 保護された権利を侵害する行為の停止
- (b) 損害の補償
- (c) 罪の継続を回避するのに必要な措置の採用
- (d) 有罪とされた当事者の費用負担により、原告が選択する新聞への掲載による決定の公告。この措置は、決定が明示的にそう定める場合に適用される。

第107条

第106条に規定する民事訴訟は、略式判決を生じさせるものであり、民事訴訟を提起することに関心を有する者は、刑事訴訟を提起する可能性を害することなく、提起することができる。

第108条

損害賠償は、原告の選択により、一般規則に従って、又は次の規則に従って決定することができる。

- (a) 権利所有者が、侵害の結果として、得られなくなつたと推定される利益。
- (b) 侵害者が侵害の結果として得たと推定される利益。
- (c) ライセンス付与の場合であれば、侵害者が権利所有者に支払つたと推定される価格。この際、侵害された権利の商業的価値及び既に付与されている契約ライセンスを考慮に入れる。

商標の模倣行為があつた場合において、その侵害が裁判によって立証されたときは、生じた損害に対する賠償請求に代えて、侵害の程度に応じて裁判所が決定する単一の賠償額を請求することができる。当該賠償額は、侵害1件につき2,000月納付単位を超えないものとする。この選択権は、損害賠償請求において行使しなければならない。

第109条

本章に定める他の措置を害することなく、産業財産権を侵害する商品を販売している者は、それらの者が産業財産権を侵害していたと知りながら当該商品を生産し又は販売している場合を除き、損害賠償の責を負うことはない。

第110条

事件を審理する裁判官は、決定において、侵害者に対し、当該商品の生産若しくは調製に、又は侵害に含まれ前記商品の流通経路に関する手続に参加した者について侵害者が所有する如何なる情報も提供するよう命じる権限を有する。

第111条

裁判官は、これらの事件における証拠を、公正に評価するものとする。

第2節 予防措置

第112条

産業財産権の侵害に関するすべての事項において、予防措置が適用される。他の予防措置を害することなく、裁判所は、次を命じることができる。

- (a) 侵害を構成するとされる行為の即時停止。
- (b) 侵害とされる行為に係わる製品並びに主として侵害を犯すのに使用された材料及び手段の差押。識別標識の場合は、侵害とされた行為に係わる標識を含む容器、包装、ラベル、印刷物又は広告の差押も命じることができる。
- (c) 1又は複数の管財人の任命。
- (d) 何れの方法であっても侵害とされる行為に係わる製品の広告又は販売促進の禁止。及び
- (e) 当該製品の販売から生じる財産、金銭又は貴重品の、信用機関における又は第三者による差止。

第3節 予備救済策

第113条

本法第X章第2段落に規定する仮救済及び民事訴訟法第2巻第IV章及び第V章に規定する救済は、予備救済策として請求することができる。

第XI章 発明又は実用新案の国際特許出願に関する手続

第114条

発明の特許出願又は実用新案の国際出願は、特許協力条約に従って出願する。

第115条

国家産業財産庁は、特許協力条約に従い、国内出願又はチリ居住者による出願に関する国際出願提出の受理官庁となる。

国際出願はチリにおいてスペイン語で提出されなければならない、特許協力条約において表示された料金を納付しなければならない。

同様に、特許協力条約の国内段階における発明又は実用新案の特許登録を取得する目的で、チリが指定された又は洗濯された場合、庁は指定官庁及び／又は選択官庁として機能するものとする。

第116条

国際出願が優先権の期間満了日より遅い提出日を有するときは、特許協力条約に従い、出願人は、優先権の期間満了日後2月の期間内に、受理官庁である庁に対して、優先権の回復を請求することができる。同様の場合において、出願人の優先権の回復を求める請求が対応する受理官庁に対して適式に請求されており、後者が決定していないか又は当該請求を受理していない場合、出願人は、指定及び／又は選択官庁である庁から、出願人の優先権が国内段階に入った時点で回復されることを請求することができる。

双方の場合において、請求は、願書の提出とともに行われなければならない、個別費用の納付を証明し、優先期間を遵守しなかった理由を記載し、かつ、対応する証明を提出する。

第117条

発明又は実用新案の特許出願は、特許協力条約に従い、国内段階において、優先日から30月以内にチリに提出しなければならない。国際出願において優先権を主張しない場合には、国際提出日から30月の期間満了前に庁へ提出することができる。

前段落において規定された30月の期間が満了した場合、出願人は庁に対し当該権利の回復を請求することができる。

請求は、願書の提出とともに行われなければならない、個別費用の納付を認証し、優先期間を遵守しなかった理由を記載し、かつ、対応する証明を提出する。

第118条

国際出願手続の国内段階を開始するために、出願人は、本法のその他の要件を損なうことなく、次を行わなければならない。

- (a) 国際出願がスペイン語で提出されていない場合は、当該出願のスペイン語の翻訳文及び国際段階においてなされたすべての補正の翻訳文を、規定の様式とともに提出し、かつ、
- (b) 第18条に規定する出願手数料及び特許協力条約の規定に従い庁が定めるその他の手数料を納付する。

庁が国際調査機関として国際調査報告書及び見解書を発行したか又は国際予備審査機関として国際予備審査報告書を発行した出願において、出願人は、国内段階における出願書類の提出と同時に、これらの報告書及び見解書に記載された見解に対して回答する書類を提出することができる。当該書類は、審査時に考慮しなければならない。

出願人が、前段落の規定に従い、国際調査機関又は国際予備審査機関の報告書及び見解書に対して回答した場合は、第8条の規定に従い、専門家手数料の50%を納付したことを証明すれば足りる。

第119条

第4条の規定は、特許協力条約に従い、国内段階において、チリに提出された発明又は実用新案の特許出願に適用可能とし、利害関係人は、第5条第2段落に規定された期間内に、かかる出願に対する異議申立を行うことができる。

第120条

チリに提出された発明又は実用新案の特許出願は、国内段階においては、特許協力条約に従い、実体的側面に関連して現行法及びその規則に準拠しなければならない。

第121条

チリに提出された発明及び実用新案特許の権利期間は、国内段階においては、特許協力条約に従い、対応する国際出願の提示日より起算する。

第XII章 最終条

第122条

産業財産権に関する1931年法律No. 958, 法律No. 18591第16条及び第17条, 法律No. 18681第38条及び法律No. 18935を廃止する。

第XIII章 経過規定

第1条

本法第37条の規定に拘らず、発明特許は、如何なる種類の医薬品、医薬品製剤及びそれらの製造方法並びに化学反応の方法についてのみクレームすることができる。ただし、当該特許出願は、原出願国において本法の施行後に出願されたものに限る。